

会 議 録（議事終了までの抜粋）

会議の名称		令和6年度磐田市防災会議		
開催日時		令和7年3月11日（火） 開会：午後13時30分 閉会：午後15時00分		
開催場所		磐田市役所 防災センター 災害対策本部室		
出席者	委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場参加 草地博昭会長、内野昌美委員、名久井委員（代理：田島健）、北堀健二委員、榊原正彦委員、井原貞委員、佐藤欣久委員、石川真委員（代理：前田卓）、山本敏治委員、市川暁委員、高尾正博委員、門奈良則委員、勝瀬哲生委員、番匠俊行委員（代理：伊藤岳彦）、水野誠二委員、高瀬宏道委員、太田好洋委員、刑部正比呂委員、石川好三委員、鈴木裕司委員、山田耕司委員、安間英雄委員、川島厚枝委員</li> <li>・WEB参加 鈴木誠司委員、平野弘和委員 以上25名</li> </ul>		
	事務局	朝倉課長、岡部課長補佐、甚沢主事		
公開・非公開の状況		公 開	傍聴者数	1名
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会長あいさつ</li> <li>3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 磐田市地域防災計画の修正について</li> <li>(2) 磐田市水防計画書の修正について</li> </ol> </li> <li>4 取組の紹介 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時の空間利用計画について（危機管理課）</li> <li>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に開設する避難所について（危機管理課）</li> <li>(3) 災害時の新たな医療救護体制について（健康増進課）</li> <li>(4) 能登半島地震の経験を踏まえた警察の取組状況（静岡県磐田警察署）</li> </ol> </li> </ol>		

事務局

磐田市危機管理課の甚沢と申します。私からは、磐田市地域防災計画の修正について御説明を申し上げます。

まず地域防災計画は、市内地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項、その他必要なものについて、市、防災関係機関、市民・事業所等それぞれが実施すべき対策の大綱を定めるものになります。

災害対策基本法第42条に基づき、磐田市の防災会議において、磐田市地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正をしています。

今年度修正案につきましては、事前に地域防災計画の修正案に伴う新旧対照表を皆様に送付させていただいております。その中から主な修正点をピックアップしたものを、モニターに映して説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず1の防災基本計画の修正に伴うものでありますが、これは国の防災基本計画の修正を受けて、県の地域防災計画が修正されておりますので、本市の計画も同様に修正するものになります。最初に①、最近の施策の進展等を踏まえた修正が2点。避難所以外の避難生活を送る避難所等への支援と、水害対策の強化に関するものになります。

1つ目です。「共通対策編の第2章 第6節の3の(1)、避難所の指定」に、在宅避難者や車中泊避難者など、避難所以外に避難する避難者への支援について反映しました。

次に2つ目になります。「風水害対策編 第2章 第5節道路橋梁災害防除計画」に、道路のアンダーパス冠水防止策や、道路の途絶で被災地の孤立が長期化しないように、洗堀防止や橋梁の架け替え等の水害対策の推進を反映しました。

次に、②令和6年能登半島地震を踏まえた対策の強化に関する修正が3点になります。受援計画の整備、避難所運営、物資調達輸送に関するものです。

1つ目です。「共通対策編第3章 第3節の2、実施方法」に、応援職員等が本市で活動する際に、宿泊場所の確保が困難な場合に公共施設の空きスペースや空き地を確保することについて配慮することを反映しました。

2つ目です。「共通対策編第3章 第7節の4(2)のイ 避難所の管理、運営の留意点」に、避難所開設当初からのパーテーション等の設置、栄養バランスの取れた適温の食事等の支援、トイレカー等の快適なトイレ、避難所の衛生環境を確保することについて反映しました。

3つ目です。「共通対策編第3章 第7節の6(1)、市長の要請事項及び第19節輸送計画」に、交通の途絶等で孤立地域が発生した場合の無人航空機等による輸送手段の確保、運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営のために必要な人員や資材等を確保することについてそれぞれ反映しました。

続いて、2の静岡県が実施する施策等の反映に伴う修正は3点になります。シャワーシステムの設置、受援計画の作成、民間事業者との連携に関することです。

1つ目です。「共通対策編第3章 第7節の4(2)のイ、避難所の管理、運営の留意点」に、避難所の環境改善のための災害時シャワーシステムの設置等について、先ほどお伝えさせていただいた、能登半島地震を踏まえた対

策の強化の2つ目の箇所に追記する形で反映しました。

2つ目です。「共通対策編第3章 第3節の2、実施方法」に、あらかじめ応援職員の受入れについて定めた受援計画の策定に努めることを反映しました。

次に3つ目になります。「共通対策編第3章 第19節」に、地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送について、民間事業者と連携することをこれも先ほどの能登半島地震を踏まえた対策の強化の3つ目の部分に追記する形で反映しました。

次に3の原子力対策編の修正が2点になります。防災基本計画の改正を踏まえた修正、原子力災害安全対策指針の改正を踏まえた修正になります。

1つ目、「原子力災害対策編第2章 第10節の4、安定ヨウ素剤の服用体制の整備」に、安定ヨウ素剤服用の効果等について、住民に日頃から周知することについて反映しました。

2つ目です。「原子力災害対策編第3章 第3節の7(3)のイ」に、民間事業者が行う被曝の線量の管理や、健康管理についても必要な支援を行うものとするということを反映しました。

その他の所要の改正につきましては、細かい部分になりますので、省略をさせていただきます。以上簡単ではありましたが、地域防災計画の主な修正点の説明とさせていただきます。

議長

説明を受けましたが、若干補足させていただきます。

今の災害時における対応の中では、受援というキーワードがかなり大きなキーワードになっています。実は2年前に私たちも災害で被害を受けたときに、他市から助けに行こうかという話を頂いたんですが、我々の受け入れる体制がきちんと整っていないで、例えば宿泊場所も含めてですけれども、なかなかすぐに受け入れることができませんでした。

緊急消防援助隊や自衛隊、警察は着の身着のまま作業してくれると思いますが、事務方、ボランティアも含め、それぞれ居場所が必要になったり、その場所にトイレが必要になったりということで、後ほど空間利用の話が出てくるわけですが、そうしたところをしっかりと整理していきましょう、整備よりも考えていきましょう、ということからまずはスタートだということに思っただけであればありがたいなと思います。

それから、避難所を開設しても、東日本大震災のときもそうでしたけれども、みんなが避難所に来るわけではなく、かなりの数が車中避難になるということが考えられます。これも一昨年の災害等を受けて、去年から市内の企業さんたちに駐車場を開放してもらい、雨の時は車両だけ避難する、車両が水浸しないように低いところの人たちは車両だけの避難や、車の中で避難していただきました。本日は会議所の会頭に来ていただいているので、ぜひ企業の協力という意味では、協定を結んで地域に開放するという、そうしたことも含めて車両の避難について、避難したときに、物資をどうするのかという整理も必要なのでその辺も考えていきましょうということを明記させていただいたところです。

それから物資について、トイレはマンホールトイレで充足しているということになっていますが、例えばこの建物では、建物内のトイレで便袋を用意して対応すればいいかなと思っただんですが、やはり市民もたくさん来る

	<p>施設そしてメディアの方も来る施設になり得るので、来年度で外にマンホールトイレを設置しようかということで予算をつけています。これは議決してないのでまだ確定ではないんですけれども。水の備蓄、パーテーションの備蓄、それから簡易ベッドの備蓄、今まで充足してなかったものを、10年かけて充足させる準備を、計画を立てながら行っています。</p> <p>それから物流関係は、今日もたくさん来ていただいていますけれども、これも課題をまず表に出して検討していきましようとしています。私からの補足を終えたいと思いますが、今の話を含めて質問とか御意見とかありましたらお受けしたいと思います。皆さんからいかがでしょうか。</p>
石川委員	<p>自治会連合会副会長をしております石川と申します。</p> <p>避難所、避難場所に関わることで、2018年だと思いますが、鬼怒川が氾濫して常総市役所が水につかるということをニュースで知ったとき、天竜川もひょっとしたら危ないのではと思いました。全国の一級河川、例えば千曲川、筑後川で氾濫が続いています。それが心配だということを市長と市政について語る会で申し上げました。市長さんから、大藤では、避難訓練、防災訓練をやるときに、自分たちのためというよりは、いざというときに、下のほうから逃げてくる人たちを受け入れる、そういう訓練をやっているという話をいただきました。非常にありがたいことだなと思い、大藤の地区長さんと連絡をとって、当時の豊岡支部の役員たちと伺い受入れていただけるという話をしました。要は、豊岡総合センターに未舗装の広い駐車場を使っているようなところがあるんですね。それで、大藤が受入れてくださるという話を聞いたときに、ひょっとすると、大きな地震があって津波が心配されるというときは、南の人たちが、広い場所があるということを知っている方は車で押し寄せてくるのではないかと。そのときに受け入れて欲しいと言われたら、受け入れをしなくてはいけないということで、自主防災会の組織には、指定避難所の受け入れ訓練はやっていますが、自治会としてはそこまで計画も全くしてないんですね。市はそういうことを想定しているか。そういうことが起こった場合、どう対応されるのかお伺いしたいと思いました。</p>
事務局	<p>洪水もそうですが、沿岸部の津波で、避難場所、避難所が使えないことは想定されるものですから、南の方が避難されるときには、高校、交流センター等を二次的な避難所として考えています。今お話のあった豊岡総合センターの駐車場ですが、後ほど説明しますが、いろいろな支援団体が使う計画で考えておまして、そういった空いている土地、公共施設はどのような形で使うかという計画をつくっていきたいと思っています。</p>
議長	<p>今の話でいきますと、それぞれの部隊、例えばNTTさんにしても中電さんにしても、ある程度のボリュームで入らなければいけないときに、それぞれの拠点で入りきらない可能性もあるので、そのときは遠慮なく市の公共施設が空いてないか、自分たちの受援部隊が宿泊できるような場所を用意しますので、そういう話をこれから詰めていきたいということでございます。</p>
井原委員	<p>西部健康福祉センターの井原と申します。</p> <p>2点あり、1点目が原子力災害のときの安定ヨウ素剤の配布ということ</p>

	<p>で、浜岡地域が何年かに1回ヨウ素剤の配布をしていますが、もらう際に行き違いが多々あったので、周知というところと、実際のヨウ素剤の配布に行くまでも住民の方の理解を得てよく整理されたほうがいいなと思ったのと、その場合は当然県も関わるものですから、連絡を密にさせていただきたいなと思います。</p> <p>もう1点は、先ほどの市長から御説明があった受援体制の構築というところで、能登に県の保健師、栄養士含め支援に行ったとき、熱海の土石流災害の時も支援に行っても、きちんとした体制が整えられていなく、十分な支援の活用がなされてなかったという感覚があって、そこをしっかりとやっていただくのがすごく大事だなということと、この間テレビを見たとき、市の職員の方も被災者になってしまうというのがあるので、ボランティアさんとかほかの自治体の方の応援をうまく活用して、市の職員の方が対応疲れとか、レスパイトがちゃんとできるような受援計画、自分たちが少し楽をして、その分長く対応できるようなそういう考え方で取り組んでもらえばいいのではと思って申し上げました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい。御意見として承りながら、しっかりと反映させていただきたいと思います。ヨウ素剤の件についても、2回に1回ぐらい議会で出てくる案件で、県との調整という答弁をしているので、ぜひまた整理させていただきたいなと思いますし、受援に関しても、我々はかなりの少ない人数でやらなければいけないということを想定しながら対応しているんですが、やはり外から助けに来てくれる人をいかに迅速に受け入れるかということについてもいろいろ知恵をめぐらせながら、計画を作るというより、受け入れるような土壌を作っていくということを職員とよく話しているので、参考にさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今年度、市民向けで、原子力災害とは何かという、基礎的なものからを説明したガイドブックを作っております。4月には全戸配布を考えております。市の3分の2がUPZに入っているものですが、なかなか原子力災害はなじみがなくて見えないものですから、まず市民の方には基本的なことから、先ほどおっしゃられたヨウ素剤のことも含めて、周知をしていきたいなと思います。</p>
議長	<p>それでは時間も限られているので、まずはこの磐田市地域防災計画の修正案について、もちろんこれで全て完了ということではなくてまた後から何かあったら言っていただければ結構ですが、今のところ原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。先ほど申し上げたように、修正点ありましたら、遠慮なくおっしゃっていただいて、まずはこの原案のとおりで行かせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして水防計画について、変更点を事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>榊原委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p>	<p>それでは、磐田市水防計画書の修正について、ご説明申し上げます。</p> <p>水防計画書は、指定水防管理団体である本市が水防法第 33 条の規定に基づき、市内の水防事務の調整、円滑な実施のために必要事項を規定し、洪水、津波等の水害を警戒、防止することで公共の安全を保持することを目的として策定するものです。本市は水防協議会を設置していないため、同法第 2 条の規定に基づき防災会議委員の皆様には計画の修正についてお諮りしています。</p> <p>水防計画書の修正案につきましても、事前に新旧対照表を送付させていただいております。その中より、主な修正点等を、モニターに映して簡潔に説明させていただきます。</p> <p>主な修正点は、静岡県水防計画書の変更に伴う修正が 4 点となります。</p> <p>これは、県が水防計画書を令和 4 年台風第 15 号及び令和 5 年台風第 2 号を踏まえを修正したことから、それに沿って本市の水防計画書を修正するものになります。</p> <p>1 つ目です。「第 8 章第 1 節の 1 水位周知河川における水位到達情報の提供」に、県管理河川において、氾濫危険水位に達した際の水位到達情報に加え、氾濫発生情報も伝達されることが追加されましたので、反映しました。</p> <p>2 つ目です。「第 9 章第 3 節の 1 監視」に、出水期前や洪水経過後に河川等を巡視する場所に応急復旧箇所が追加されましたので、反映しました。</p> <p>3 つ目です。「第 9 章第 3 節の 2 警戒」に、気象等の悪化が予想される際の河川、海岸等の巡視、警戒中に堤防やダムが決壊、越水等の特に大きな被害を発見した場合には、計画書の第 11 章のとおり、住民や袋井水防区長等に通報し、水防区長への通報の際は現地確認情報の提供と共に行うことを反映しました。</p> <p>最後に 4 つ目です。「第 13 章」に、水防管理者が水防活動を実施し、水防が終結したときに水防区長に記録等を報告する期間について、10 日以内から、7 日以内と変更されたため、反映しました。</p> <p>その他については、文言等の細かな修正になりますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単ではありましたが、水防計画書の主な修正点の説明とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。この件について、袋井土木事務所長、補足はありますか。</p> <p>特にないですが、連携をしっかりとやらせてもらいますのでよろしく願います。</p> <p>台風15号と2号と敷地川を想定して、修正をかけていただいたものと思いますから、我々のほうからも感謝申し上げます。</p> <p>それでは、これについても皆さんからし諮りたいと思います。磐田市水防計画書の変更案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
--	---

議長	<p>ありがとうございます。御異議ないようですので、磐田市水防計画書の変更案は原案のとおり承認することに決定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の議事は終了となりますが、せっかく今日皆さんお集まりですから、4点ほど。3点が市の担当課からのご報告、もう1点が警察署からの報告がございます。すべての説明が終わった後、全体を通して質疑にしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。それでは進行を事務局に返します。</p>
事務局	<p>それでは続きまして取組の紹介に移りたいと思います。先ほども話に出ておりますが、市のほうから3つほど取組の説明をさせていただきます。最初に、災害時に市外から入ってくる支援団体が迅速に展開できるよう、活動拠点を選んだ災害時の空間利用計画について説明させていただきます。</p>
寺田	<p>危機管理課の寺田と申します。よろしく願いします。災害時の空間利用についてということで、初めに、本市がこの事業に取組を始めた経緯を説明させていただきます。資料の左上を御覧ください。</p> <p>令和6年1月1日に起きました、能登半島地震では、1月上旬から消防の応援部隊をはじめ、トイレトラックや避難所運営など、本市からも様々な支援活動を実施し、グループ体制の整備が本市にとっても重要な課題であると再認識いたしました。特に、人命救助の最前線となる自衛隊、消防、警察の応援部隊の活動拠点について、現行の地域防災計画に定められているが、十分に機能するのか検討が必要だと考えました。また、それ以外にも、災害廃棄物の仮置場や仮設住宅の建設など、災害時に特別に場所を必要とする関係機関の個別計画やニーズの把握が十分にできておりませんでした。</p> <p>その上で取り組んできたことが、大きく2つあります。この下の部分になります。</p> <p>1つ目が、関係機関の計画やニーズを把握するため、調査を実施させていただきました。</p> <p>2つ目が、関係機関の皆様を招集し、災害時の空間利用に関する認識統一のための会議を開催し、顔を合わせての意見交換を実施いたしました。これらの取組を実施していく中で見えてきた課題が大きく5つほどあります。</p> <p>右側のところになります。1つ目は、自衛隊、消防、警察からは、現行の計画への課題の指摘と代替地の検討要請がありました。</p> <p>2つ目は、関係機関のニーズを集めたところ、複数の機関が同じ場所の使用を要望しており、ニーズの競合があることが判明いたしました。</p> <p>3つ目は、応援隊等の活動用地の要望があるものの、具体的な候補地の選定には至っていないという機関がありました。</p> <p>4つ目は、どの機関がどの場所を使うのか、根拠や考えに基づいて、それぞれの用途にとって最適な配置をする必要があること。そして発災する前に、被害状況などに応じて柔軟に対応しうる計画として準備しておくことが効果的な災害対応を実施するためには必要不可欠である。ということが見えてきました。</p> <p>最後に、実際に使用場所が設定できた際には、訓練を通じて検証を継続して実施していく必要があると考えております。</p>

以上のことから赤字のところになりますが、磐田市では、関係機関が円滑に災害対応を実施するため、空間利用計画を策定することにしました。関係機関からは、県の施設であったり、民間施設についての要望も見られたのですが、まずは市の所管施設について整備に着手していきます。

現在、空間利用計画の案が完成しておりますが、これまで実施してきたその整理手順と今後の方針について説明をさせていただきたいと思います。赤と青の棒のところを御覧ください。

1番左です。関係機関の個別計画やニーズを集めた結果、競合がなかった施設はそのまま採用することにしました。自衛隊、消防警察については、現行の計画を変更するのではなく、追加修正という形をとりたいと考えています。なお、3機関につきましては、全体の整理とは別に先行して調整が済みしておりますので、この後、具体的な修正か施設名について説明をさせていただきたいと思います。

その隣赤色の枠のところになりますが、先ほど課題でも申し上げました、複数の機関のニーズが競合していた施設につきましては、危機管理課にて調整をさせていただきました。詳細の説明は割愛させていただきますが、4つの基準をもって調整をいたしました。優先順位付け、柔軟性の確保、競合の緩和、活動保障、以上の4つの基準をもって調整をしております。右側イメージ図となっております。

戻りまして、真ん中になりますが、具体的には、通信業者となるのですが、応援隊などの空間利用の要望があるものの、候補地が未定な期間につきましては、危機管理課にて、空いている施設を選定いたしました。

続いて、空間利用計画の策定となっております。繰り返しになりますが、ただいま説明した整備手順に沿って、空間利用計画の案が完成しております。それをもって、現在、1番左下になりますが、関係機関に案の承諾確認をしている状況です。全ての機関との調整が済みましたら、危機管理課より一括して、施設所管課に了承をとっていきたいと考えています。

その後、庁内で必要な承認を得た後、来年度以降、防災会議でまた皆様に諮らせていただいて、地域防災計画へ掲載することで、公にも公表していきたいと考えております。

最後に1番右ですが、企業様の要望に応じて、災害時応援協定を締結していきたいと考えております。

繰り返しになりますが、県施設や民間施設の調整であったり、立地や面積など最適化という視点による整備については、次年度以降に取り組んでいきたいと考えております。

裏面を御覧ください。自衛隊、消防、警察との協議により、全体の案から先行して整理をした活動拠点の見直し内容となります。見直し内容は大きく2点ありまして、1点目が、新規拠点の追加。2点目が、利用範囲の明確化です。既存の活動拠点は維持しつつ、各機関の要望に応じた新規拠点を追加いたしました。右側新と書いてあるほうが新規予定となっております。

また、現行の計画では複合施設等について、代表的な名称のみで記載していた箇所がありましたが、より明確な利用範囲を示すため、具体的な説明等を明記することにいたしました。

また、下の※1で明記しておりますが、これらの活動拠点は全て災害対策本部の判断で、相互に使用する場合があります。この見直しにより、より実効

	<p>性の高い強い受援体制の構築を目指していきたいと考えております。私からの説明は以上となります。</p>
事務局	<p>続きまして、昨年8月に発表されました、南海トラフ地震臨時情報発表を受けて、当市でも、津波避難対象地域がありますので、そちらの避難の関係の説明をさせていただきます。</p>
伊藤	<p>危機管理課の伊藤と申します。</p> <p>私からは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に開設する避難所について、お伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について」の「5指定する避難所」をご覧ください。今回指定させていただいた避難先は「総合体育館」と「アミューズ豊田」の2ヶ所です。</p> <p>指定した目的は「1目的」をご覧ください。親戚宅や知人宅に避難出来ない市民の避難先を確保することを目的に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の公的な避難場所を「総合体育館」と「アミューズ豊田」の2ヶ所に指定しました。昨年8月8日に初めて南海トラフ地震臨時情報は発表されましたが、あの時は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）であり、今回の話に出ている南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は注意よりももう一段階上の情報となります。詳しい説明については2枚目の裏面に「南海トラフ地震臨時情報を知っていますか!？」という県のチラシの抜粋を添付させていただきましたので、また参考にご覧ください。</p> <p>この2ヶ所を設定するまでの考え方は1枚目「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について」の、「4指定の考え方等」をご覧ください。考え方には大きく4つございまして、まず1つ目は、臨時情報（警戒）が発表された場合、速やかに次のページに記載の地図の高齢者等事前避難対象地域の要配慮者に対し、高齢者等避難を呼びかけるため、その区域外であること。そして2つ目は、開設するための備蓄品が既に備えられていることや運営スキームなどの面から、今の指定されている避難所の中であること。そして3つ目は、開設期間は臨時情報が発表されている1週間と長期となりますが、その間全国的には普段通りの日常生活及び学校の授業は継続するので、小中学校は避けること。最後に4つ目は、高齢者等事前避難対象地域内のすべての人が公共施設に避難することは想定しませんが、要配慮者については概ね収容し得る規模の施設を選定すること。以上4つに注目して選定しました。</p> <p>今後「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、総合体育館とアミューズ豊田を避難先として開設することとなりますので、高齢者等事前避難対象区域内の避難に時間のかかる方については、家族、親族、知人宅への事前避難、それが難しい方については総合体育館とアミューズ豊田への避難をご検討いただくよう、市民の皆様へ周知してまいります。以上です。</p>
事務局	<p>最後に、災害時の医療救護体制についてです。皆さんも御存じのとおり中東遠地域は医療関係の従事者や施設等医療資源が少ない地域であります。限りある医療資源を最大限に活用し、1人でも多くの負傷者を救うべく、新たな医療救護体制を検討しましたので説明させていただきます。</p>

山下

健康増進課の山下と申します。よろしくお願いたします。

災害時の新たな医療救護体制につきましては、本年度、災害時の医療救護体制に係る検討部会を立ち上げ、医師会、薬剤師会、磐田市立総合病院や自治会連合会などの代表の方々と検討したのち、災害時医療救護対策委員会で体制案を作成し、市の方針として決定したものとなります。

本日は、この災害時の新たな医療救護体制につきまして、「磐田市の被害想定と傷病者の受入れ」から「今後の予定」まで、パワポ資料に沿って説明させていただきます。

それでは、始めに、「磐田市の被害想定と傷病者の受入れ」についてですが、パワポ資料1ページをご覧ください。

検討部会等では、南海トラフ巨大地震のような大規模災害を想定して検討を進めました。静岡県第4次被害想定における本市の被害想定は、①に記載のとおり、人的被害が合わせて8,400人、物的被害が27,000棟に及ぶと想定されています。

これに対しまして、人材を始めとする医療資源は②に記載のとおりであることから、約100人の医師が救護所で6,500人の負傷者のトリアージを行い、4,100人の軽症者の応急処置を行う必要が生じます。

また、消防・救急職員は209人で27,000棟の建物に係る消火活動や生き埋め者の救出に当たります。

そして、消防・救急職員だけでは対応できない2,400人の重症者の多くの方々につきましては、怪我をしていない市民が2か所ある救護病院、磐田市立総合病院、新都市病院、に運ぶこととなることが想定されます。

夜間や休日に災害が発生した場合には、この想定よりも厳しい状況の中で、救護活動等を行うこととなることから、限られた人材と医療資源をどのようにすれば最大限の力が発揮され、より多くの命を救うことができるのかを最優先に考え検討を進めました。

次に、「災害時の医療救護体制の現状と課題」についてですが、パワポ資料2ページをご覧ください。

医療救護体制の現状につきましては、大規模地震が発生しますと、被害状況や負傷者数、医療スタッフの参集状況などを踏まえ、11か所ある指定救護所のうち被害が大きい地域にある救護所から順次開設します。

医療救護活動に当たっては、原則医師や看護師、市職員等5名でチームを編成し、救護所へ向かいます。救護所では、トリアージと軽症者の処置を実施し、中等度・重症患者は磐田市立総合病院又は新都市病院に搬送します。

課題として挙げられる主なものは、次の4点になります。

1点目の「人」につきましては、救護所運営には医師を始めとする医療従事者は欠かせませんが、内科の医師や市外在住の医師が多く、従事者確保に懸念があること。

2点目の「物」につきましては、医療救護に必要な物品が市内に点在しており、発災後に救護所まで運ぶ必要があること。

3点目の「場」につきましては、耐震性が1bの施設が多く、開設前に入念な確認が必要であること。

4点目の「声」につきましては、「どこの救護所が開設されるか分からず、どう把握すればよいのか不安」という声が聞かれること、また、通信障害に

	<p>より、開設した救護所を周知できない可能性があることが挙げられます。</p> <p>次に、「新たな医療救護体制」についてですが、まず、パワポ資料3ページをご覧ください。</p> <p>本市における被害等の想定や医療救護体制の現状と課題を踏まえ、開設する救護所の平時からの理解と自助・共助の意識、限りある人材と資源の有効活用、地域医療の早期回復等をポイントに据え医療救護体制の見直しを進め、新体制をパワポ資料4ページのとおり、「病院前に3か所の救護所を新たに置き、開設する」「現在ある11か所の指定救護所は廃止せず、状況に応じて開設する」としました。</p> <p>病院前の救護所は、磐田市立総合病院、新都市病院、豊田えいせい病院の3か所で、これらの病院前の救護所では、トリアージの実施と軽症者の対応を行います。</p> <p>発災時に必ず開設する救護所を平時から周知することで、市民の不安軽減に繋がり、また、病院前に救護所を設置することで、中等・重症患者を受け入れるといった救護病院の本来機能が維持され、より多くの市民の命を守ることに繋がるという効果を期待しています。</p> <p>最後に、「今後の予定」についてですが、パワポ資料5ページをご覧ください。</p> <p>新たな医療救護体制の周知は、自治会連合会や民生委員など地域において関係する方々に対し、様々な機会を捉えて説明したいと考えています。</p> <p>また、ホームページや広報いわた、リーフレットを活用した周知も予定しています。</p> <p>周知に当たっては、平時にできる取組として、家具の固定や応急手当ての方法を伝え、怪我の防止と怪我に備えることや、在宅避難に備えて、水や食料、簡易トイレの備蓄等のPRも併せて行っていきたくと考えています。</p> <p>また、これらの周知と並行して、救護所において必要な医療資機材の整備や、病院、医師会、訪問看護ステーションなどとの調整といった運用準備を進め、病院前に救護所を設置することを想定した訓練を実施します。</p> <p>そして、令和7年度中の新体制への移行を予定しています。</p> <p>以上が災害時の新たな医療救護体制についての説明となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局                      それでは、御質問御意見等ありましたらお願ひします。</p> <p>安間委員                      遠州漁協の安間でございます。津波の関係でお伺いをしたいと思ひます。防潮堤が出来上がってきておりまして、袋井土木さんの御尽力を頂ひて完成してきて、大いに評価をしたいと思ひます。太田川の河口と、漁協のところには防潮堤は作れないものですから、これをどのように対応したらいいかお伺ひしたいというか、ぼう僧川は水門があるわけでありまして、太田川と漁協のところはそのまま津波が来るのではと思ひわけですが、そこら辺がどのようにすればよいか教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議長                              県からの見解はありますか。</p>
--	---

榊原委員	<p>今、袋井土木事務所管内は、おっしゃられたように今まだ何も手をつけていない状況になります。浜松市の馬込川、あそこにつきましては水門で整備するということで現在整備中ですがけれども、太田川につきましてはまだ白紙の段階です。今の段階では言えないのが実情であります。</p>
議長	<p>浜松河川国道事務所さん何かありますか。</p>
田島委員	<p>例えばアラートが鳴れば自動で閉まることや、河川の水圧でゲートが閉まる、そういった対策はしているところでございます。</p>
議長	<p>天竜川等1級河川の遡上対策については何かありますか。</p>
田島委員	<p>その他対策というところで言いますと、南海トラフ地震が発生すると、施設が壊れたり堤防が沈下するので、なかなかどこも対策苦労しているかなと思います。</p>
榊原委員	<p>津波の高さと、遡上の高さというのは少し考え方が違っていきまして、はっきり数字は分からないですけどもL1であれば、何とか堤防の高さは確保でき、ぼう僧川につきましては、水門でカバーをするというような状況だと伺っています。</p> <p>あと、御前崎の新野川につきましては、今のところL1の遡上では堤防は超えないという結果が出ています。</p> <p>ただ、理解していただきたいのは、防潮堤の高さと必ずしも堤防の高さが合っていないというのは現状で、考え方としては、防潮堤の高さで川まで結びつける、そういった考え方が今示されているんですけども、なかなかそこまでの整備というのは今の作業の中で行かないような状況としてあります。</p>
議長	<p>まずは今やっている防潮堤を、市施工分で令和8年、県施行分で令和9年、少し動いてしまうかもしれませんが、できるだけそれに合わせていくということで頑張っていきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>磐田の商工会議所の鈴木でございます。</p> <p>先ほど市長のほうからお話がありましたとおり、会議所会員には駐車場の開放などいろんなことをやっております、それとBCPの策定は、今企業の2割ぐらいしか策定がなかなかできてないような状況でございます、大企業はできているんですけども、中小企業がなかなかできていないものですから、BCPについてはしっかり会議所としてもやらなきゃいけないと思いました。</p> <p>今お話ししたいのは、私石油の販売で県の石油組合の理事長をやっております。この前の宮崎沖の地震で南海トラフの注意ということで、テレビに南海トラフ地震注意の字幕が出ました。たったあれが出ただけで、私もガソリンスタンド、3店舗がガス欠をしました。あれだけでもみんな心配になられてですね、3店舗ほどのガス欠をいたしました。</p> <p>ですから私も石油組合としては、何かあったときのために、常にガソリンは満タン、それから灯油1缶、そのような運動をしているわけですけども、</p>

	<p>行政の方とか消防の方は、もう必ず半分近く減れば入れるというようなこともされてはいると思うんですけど、もう少し一般の方にガソリンは半分だったら満タンにしておきましょうと広めていただきたい。特に、消防車、あるいは建設関係に。実はちょうど1か月ぐらい前に、JAFと災害時優先燃料供給の契約を結んだんですけど、JAFとの締結は全国的に初めてらしいんです。やはり何かあったとき、車を乗り捨てたりするものですから、そのときに消防車救急車、あるいはその道路啓開の車の邪魔になるから、JAFに移動の要請ができるということで、締結をしました。</p> <p>そういうこともあるものですから、緊急車が来たときに、私共も優先順位もある程度つけようとは思っていますし、今経産省からいろんな補助金もありますので、今営業しているSSの大半は自家発電を整備しています。</p> <p>なぜかという、3.11では、そのときに、1番困ったというのはガソリン、2番が水、3番が灯油だと、寒かったものですからね。ガソリンは先ほど市長が言われたとおり、車中泊のことで必要ということでもあります。</p> <p>それともう1点は、静岡県は油の輸送が結構大変なんですよね。静岡県はちょうど交通の要所で、意外と便利だと思われているかもしれませんが、何かあったときには、いわゆる燃料の不足地域になり得ると感じております。</p>
議長	<p>今のは大切な視点であって、市役所も公用車をたくさん持っているので、防災計画含めてどのようにガソリンについて明記できるかということについても対応しなければと思っていますし、皆さんも車両が必要だと思いますから、市民に対する、事業者さんに対する働きかけをしっかりとっていく必要があるなと思いました。</p>
事務局	<p>市役所の公用車にテプラで半分になったら給油しましょうと貼ってあります。備えあれば憂いなしと自治会の役員研修や、講座で備えるということ伝えていきたいと思えます。</p> <p>ほかに御意見等ありますでしょうか。</p>
榊原委員	<p>2つ目の臨時情報発表時の対応で、要配慮者ということは付き添いの方もいると思うんですけど、その方についてはどのように考えているのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>要配慮者付添いの方も一緒になることは当然であると理解しています。</p> <p>それと少し話が変わりますが、先日静岡県福祉部が、要配慮者の施設に対してこの前の南海トラフ臨時情報が発表された時、何をしたか、どのような行動をとったかという調査しました。その結果を磐田市で抜き取ったんですけど、やはり要配慮者の人たちが体育館にいけば、そのまま安心できるということは考えておりません。そういった施設は、例えば同じグループで津波が関係のないところと話し合っただけで逃げさせてもらう、そうしたふだんから逃げる先を考えておくことが大事ななと思ひまして、そういった施設に対して、1個ずつ当たっていきこうと思っています。市が用意した体育館でなくて、要配慮者にとって良いところ、親戚知人宅など、そうしたところが安心だと思ひますのでそういうところに声をかけていきたいなと思ひます。</p>

井原委員	<p>避難方法について、例えば難病の方というか人工呼吸器をされる方がいらっしやったときに、人によってケアの程度が違うということに対して、どこまで自助の力でやってもらうか、どこまで市としてケアしていくのかを教えてください。</p>
事務局	<p>体の不自由さの程度までは考えておりません。基本的には、家族、地域で障害ある方を支えるという仕組みが大事だと思いますから、そうしたところは地域でやってもらうのが1つですし、やはり施設であったら、その施設の方がどういった症状か分かっているものですから、例えば、介護タクシーで要介護者を運ぶなど、施設等の方に対して何かしらで伝えていきたいと思っています。正直市のほうで全部対応するのは困難だと思っています。</p>
北堀委員	<p>西部地域局です。私も南海トラフ臨時情報のことですけれども、指定する避難所2つありますけれども、避難所の運営は誰がやって、避難者の把握は行うのか行わないのか、巨大地震警戒になった場合は1週間継続避難すると思うんですけど、その場合の食料などはどう考えているか気になりました。</p>
事務局	<p>基本的にほかの避難所と同じように、市の職員が開設はやりますが、ある程度避難されてる方に運営の協力を頂こうと考えております。食糧は、自分で持ってきてもらうものもありますし、持ってこれなかった人については市で用意しようかなと思います。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の会議の日程は全て終了いたしました。頂きました御意見等を参考にさせていただき、引き続き市民の安全安心の土台である防災を通じて、安心できるまち、人が集まる磐田市を目指し、災害に強いまちづくりを進めていきたいと思っております。本日は御多忙の中、防災会議に出席頂きましてありがとうございました。</p>